秋田市における石敢當群の成立に関する覚え書き

伊藤 真*

1 はじめに

石敢當とは、主に魔除けや除災を目的として建てられる石である。「石敢當」等の文字が刻まれ、多くは丁字路の突き当たりに置かれる。道の突き当たりは、真っ直ぐにしか進むことができない悪鬼が滞る場所、との考えに基づくとされる。中国が発祥の風習であり、日本では沖縄県に突出して多くみられ、次に旧薩摩藩領だった鹿児島県と宮崎県の一部とに数多く残されている(1)。

この3県以外の地方では、石敢當はあまり見かけられない。九州から北海道まで広く分布しているが、日本海側や北海道・東北地方の各道県においても、また、本州都府県の大半においても、全く見られないか、あっても1~十数基が散在する程度である。その中、秋田県における石敢當の確認数は、先の上位3県に続く⁽²⁾。しかも、そのほとんどが秋田市の旧久保田城下、内町の中下級武士が居住していた地区に集中してみられる。

この特異な事象は、長らく歴史・民俗学の方面から、そして近年は地理学からも関心を寄せられ、多様な視点から分析が行われてきた⁽³⁾。とりわけ、郷土研究家や民俗学研究者によって綿密な調査・研究が重ねられて、秋田の石敢當の分布や形態等についての把握がなされている⁽⁴⁾。

「なぜ秋田に伝わって石敢當群が形成されたか」。その伝播ルートや契機については、大きくは二つの説が存在する。一つは、戊辰の役や廃藩置県後の政治状況の中で秋田にやってきた薩摩藩藩士・鹿児島県出身官吏が、何らかの事情で秋田に居残るなどして風習を持ち込んだとするものである(5)。また一つは、江戸時代後期の漢詩人によって藩校や藩江戸屋敷で紹介され、そこで学んだ藩士らが後に明治時代になってから造立するようになったとするものである(6)。いずれも、持ち込まれた後は、明治期に災害や疫病が多発したことを契機に広まり、結果、石敢當群が形成されたと述べる。

二つの説のどちらも仮説であるが、近頃では後者が代表的な説として紹介されることが散見される (7)。しかし、後述するように、例えば秋田市における石敢當に刻まれた文字の多様性をみるとき、一人の漢詩人から伝えられたにしては不自然であるとの指摘もあり (8)、秋田で石敢當群が出現した理由については、未だ十分に解明されていないと思われる。

本稿では、秋田市においておよそ大正期以前に存在していた石敢當群の設置年代や形状、刻字などについて、これまでの調査の蓄積を生かしつつその確認と再検証を図り、石敢當群の成立事情につながるとみられる特徴を明らかにしていく。その上で、明治前期を中心とした史料から窺える秋田の人々や社会の様相と照合することで、石敢當群が形成された歴史的背景、ひいては成立過程について論をすすめたい。

2 成立期石敢當群の様相について

表1は、山崎鹿蔵と湊健一郎による悉皆調査で確認された秋田市の石敢當を一覧にしたものである。最も設置数が多い南通・楢山地区を含む旧久保田城南側から、旭南地区、旧城周辺の千秋地区と続けて、もう一つの設置集中地区である保戸野を含む旧久保田城西側、そしてその他の順に整理番号を付している。同じ町名の場合、現代の住居表示による地番に拠って並べている。

このうち、本稿で主に考察対象とするのは、成立期とみられる明治時代に近い大正 14 年 (1925) に存在していたとされる 50 基である (表中で網掛けを施した)。内訳は、山崎が大正 14 年調査で確認した 47 基、山崎が昭和 3 年までに見つけ大正 14 年の調査漏れであるとしている 2 基(整理番号 $57 \cdot 60$)、大正 14 年時点では道路改修に伴い地中に埋められていたため山崎は発見できなかったが、大正 11 年以前に存在していたことが確実な 1 基(整理番号 8)である (9) 。

表 1 秋田市に設置された石敢當一覧

जर ।	1 >+-	حاد العاد			3X I	WM III (СВ		
番山	-		所在地			形状(頂部)	-	備考(山崎による)※括弧内は、湊あるいは筆者による
1 18 2 19		石将軍 敢當石	中通三丁目 中通五丁目		55 150 75 112	(縁に丸み) (三角形)	丁字路 L字路	商店前に立てられていた 石は大きめ、直立
3 20		石敢當	中通五丁目	230 1		(傾斜左上)	L字路	當字の大部分が埋まっている、左に傾いている
4 22		石敢	中通五丁目	317 2		(傾斜左上)	丁字路	「當」の字の上から埋まっている
5 21	20		中通五丁目	350 1		直方体	丁字路	昭和60年再調査時、新しい石に
6	24		中通五丁目	375 1	90 130	(三角形)		
	9	當石	中通六丁目	400 1		直方体	丁字路	頭部破損、凹状である
8	21		南通亀の町	610 1		長台形	丁字路	道路改修に伴い埋められたが後に掘り出された
	23		南通亀の町	375 1		直方体	丁字路	石は直立している
10 27		石敢當	南通亀の町	200 1		(三角形)	L字路	石はやや傾いている
11 ウ			南通亀の町	340 1		直方体	丁字路	調査漏れか、埋められていたのが出てきたか不明
12 25 13 イ		石散當	南通みその町南通みその町	150 ± 120 1		(縁に丸み) 直方体	丁字路 丁字路	石工屋前に立てられていた
14	7	散當石	南通みその町	150 2		直方体	丁字路	建立年月日など不詳
		石敢當	南通みその町	480 2		(三角形)	丁字路	古いもののよう、當字以下埋まっている
16 23		敢當石	南通築地	320 1		(四角錐)	丁字路	側溝脇に横倒し状態
17 31		散當石	南通築地	230 1		直方体	丁字路	極新しいもの
18 28	19		南通築地	295 1	67 155	(四角錐)	丁字路	昭和60年再調査時、両親から粗末にせぬよう言われた話聞く
	6		南通築地	420 2		長台形	丁字路	家前排水溝の土留上の板塀に立て掛けられていた
20 33		敢當石	南通築地	330 1		(四角錐)	丁字路	石は直立している
21 30		石敢當	南通築地(東)	530 1		(縁に丸み)	丁字路	相当古いもののよう
22	3		南通築地	295 1		直方体	→ 101 П <i>b</i>	(湊:頭部に獅子頭、沖縄から購入したもの)
		敢當石	南通宮田	285 2 300 1		(三角形)	三叉路	大正14年の調査では見つからなかった
24 37 25 35		石敢當 石敢當	植山本町 楢山本町	280 1		(三角形) 長台形	丁字路 丁字路	石は直立している 石は自然石か、直立している
25 35 26 オ			個川本町 楢山本町	310 1		直方体	丁字路	大正14年調査後のもののよう
27 36		石将	楢山本町	330 1		(三角形)	L字路	生垣内に倒れていた
	5		楢山本町	360 1		直方体	丁字路	比較的新しいもののように見える
29 34		敢當石	楢山佐竹町	570 1		(三角形)	丁字路	右側面に「明治二十六年四月」(当館所蔵)
30	22		楢山愛宕下	306 1		直方体	丁字路	
31 39		石敢	楢山愛宕下	275 1	20 60	直方体	丁字路	石は小型で薄く直立している
32 キ	15	敢當石	楢山愛宕下新町	320 1		直方体	丁字路	家人は昭和16、17年頃建立したという
33 38		石散當	楢山南中町	270 1		直方体	丁字路	石は小型で直立、極近年の建立のよう
	14		楢山南中町	230 1		直方体	丁字路	石は新品で四面とも磨かれている
35 45		敢當	楢山南中町	220 1		(三角形)	丁字路	石は直立している
36 43 37 44		石敢當 石敢當	楢山南中町	240 1 195 1		(三角形) (三角形)	丁字路	商店前、石は小型、少し左に傾いている 商店前、石は小型、甚だしく傾いている
38 47	17	石散當	植山南中町 楢山登町	270 1		直方体	丁字路 丁字路	石は小型で直立、最近建立のよう(33と同一型とみられる)
39 ク	2		楢山登町	210 1		(三角形)	丁字路	石の移動を戒める母親がいた
40 46		石敢當	楢山登町	210 1		不整形	丁字路	石は自然石のようである
41 コ		石敢當	楢山登町	230 1		不整形	丁字路	石は玉石のよう、相当古いものらしい
	12	石敢塔	楢山登町	240 1	20 110	(縁に丸み)	丁字路	石は小型で直立している
43	26	敢當石	楢山南新町下丁	330 1		(縁に丸み)		(湊:旧医王院前町で廃棄となったが拾われた)
44 41		石	楢山共和町	135 1		(三角形)	丁字路	最初から深く埋めたものである
45 40		敢當石	牛島東	225 8		直方体	丁字路	石は小型
		石敢当	旭南一丁目	140 1		(三角形)	丁字路	最初から埋められていたか、石は直立
	16 27		旭南二丁目	130 1		(縁に丸み)	丁字路	戦後転住してきた貸主は、石の詳細は知らないという 味噌醤油商店前、石は直立
48 1 49 15		石散當 石敢當	旭南二丁目 千秋城下町	240 1 380 2		(三角形) 直方体	丁字路	味噌醤油倒店削、石は直立 石は大きめ、直立
50 16		石敢當	千秋久保田町	242 1		(三角形)	丁字路 丁字路	石は八さめ、直立 石は小型、直立、一昨年建立したという
51 14		石敢當	千秋矢留町		05 90	直方体	丁字路	
52 17		敢當石	千秋明徳町		07 148	(三角形)	丁字路	医院の門脇、石は直立
53 D	-	石千当	千秋明徳町			, , , , , ,	丁字路	昭和2年6月発見の直前に建立したもの
54 5	館		大町一丁目	255 1		直方体	丁字路	洋服店前、石字以下初めから埋められていたか(当館所蔵)
55 3		石散塔	旭北栄町		21 120	(傾斜左上)	丁字路	商店前排水溝を越え街路に、下部が地中に埋もれている
56 9		石	保戸野通町	155 2	10 135	(傾斜右上)	丁字路	深く埋められたか、石は相当古そうだった
57 B		石敢當	保戸野通町	205	50 105	(htt 42, N/2)	丁字路	大正15年に見つける、相当古いものである
58 4		石敢當	保戸野通町	365 1		(四角錐)	丁字路	酒店前、先年盗難に遭い板塀に針金で緊縛してある
59 6		取當石 石敢当	保戸野通町	250 1	35 130	(三角形)	丁字路 丁字路	家前の排水溝に置かれている 昭和3年に見つける、相当古いものである
60 A 61 7	田		保戸野通町保戸野すわ町	255 1	22 105	(三角形)	丁字路	暗和3年に見つける、相当古いものである 味噌醤油商店前、石は直立
62 8	Ш	散當石	保戸野すわ町		95 170	直方体	丁字路	新小路・奈良小路の突き当たり、石は直立
63 C		石敢當	保戸野すわ町	.10 1	210	/-J IT	丁字路	昭和2年8月新規建立のもの
64 10		敢當石	保戸野すわ町	330 1	77 170	(台形)	丁字路	石字半分下から地中に埋もれている
65 12		石敢	保戸野すわ町	170 1		(三角形)	L字路	ほとんど地中に埋もれている
66 11		敢當石	保戸野すわ町		15 120	(縁に丸み)	丁字路	石は小型直立
	1		保戸野原ノ町	230 1		(三角形)	丁字路	排水溝縁上に置かれている、放置とみられる
68	28		川尻上野町	260 1		(四角錐)	丁字路	
69		散當石	川尻みよし町	326 1		直方体	丁字路	
70	33		土崎港中央		95 195	直方体	マルロカ	(湊:龍神社境内、元は小路突き当たりにあったという)
71	25		土崎港中央	600 3		直方体	丁字路	(法・プニッチック制)
72 73	34		新屋松美町 豊岩石田坂坂ノ下		53 53	直方体 直方体	丁字路	(湊:プラスチック製)
74	31		宣岩石田収収ノト 仁井田福島	260 1 295 1		(三角形)	丁字路	
75	30		広面赤沼	370 1		直方体		 (湊:石はかなり風化し刻字がほぼ消えている)
76	-	敢當石	添川湯沢台		05 150	(三角形)	山林内	(No. Howard A Marie AND a record of And
						•		 内を中心として 中の番号 「湊 け湊健―郎『早俗資料 秋田

^{*「}番」は本稿における整理番号、「山」は山崎鹿蔵『秋田の石敢當 旧秋田市内を中心として』中の番号、「湊」は湊健一郎『民俗資料 秋田市の石敢當 2003 年版』で付された番号。「高さ 幅 奥行」は各石における最大値(地上に出ている部分)を掲載している。

(1)成立時期について

設置年代が明らかなのは、側面に「明治二十六年四月」と造立年銘が刻されている整理番号 29 (当館所蔵)のみである。ただ、設置年代をある程度推定できるものは他にいくつかみられる。

次の3つは、いずれも道路の新設によって丁字路の突き当たりとなり、石敢當の設置条件として新たに整った場所に置かれたものである。年代が古い順に挙げると、整理番号4・7は、明治期に堀を渡る道が整備されたことによるものであり、それぞれ明治10年前後以降、明治30年前後以降の設置と推定される。同様に整理番号62は、大正12年頃に新道(奈良小路)が開かれたことによって出現した突き当たりに設けられたものである。大正14年の調査で確認されるまでの数年の間に設置されたと特定できる。また、整理番号50については、大正14年調査時に「一昨年建立した」ことを山崎が聞き取っており、このことに基づけば大正12年に建てられたものと判断できよう。

以上、設置年代が明らか、あるいは推定できる ものからは、石敢當が明治の前期から大正期にか けて建てられ続けていた様子が窺える。

その設置の始期については、山崎は大正 14年 調査終了後の感想として、「古い時代のものを期 待していたが見当たらず、古いものと思われるも のでも、明治以降のものらしい」と述べている⁽¹⁰⁾。 実際、現存する石敢當の観察からも、明治以降の 設置という推定は妥当と思われる。

山崎が大正14年調査において、他に比して「(より) 古いもののよう」と評したもののうち、唯一現存しているのが整理番号15 (写真1) である。これを周辺地区寺院の石碑・墓石などと比較してみるに、例えば弘願院(秋田市楢山共和町)の「萬霊等(天保の飢饉供養碑)」など江戸時代後期の碑石よりも、石材加工の精度等の条件の違いがみられるにせよ刻字が鮮明で、少なくとも江戸末期以降のものであるように見受けられる。他の石敢當にしても、劣化状態がすすんでいるものでも「表面の摩滅・変質はあるが、文字の判読が出来る程度」(11) で、明治期以降に建立された秋田市全良寺や他道県における官修墓地の墓碑と同レベルと

みられる。

石材に着目してみても、周辺地域の寺院を観察した限り、江戸時代後期では用いられる石材が多様であるのに対し、明治期以降では安山岩(男鹿石)が主流となる傾向が見られる



写真1 石敢當近影

ようだった。石敢當も安山岩を石材としているも のがほとんどである。

(2) 形状・立地について

頂部の形状はさまざまであるが、成立期石敢當のほとんどは整形された四角柱の石材を加工して製造されている。例外は、全体の形が台形状のものが4例(整理番号8・19・25・10)、自然石に近いものが1例(同40)のみである。立地は、ほぼ丁字路の突き当たりに設置されており、他、直角に曲がった道、いわゆるL字路の突き当たりの立地が5例である。明治・大正期の秋田において、石敢當とは、基本的に「四角柱の石材を加工してつくり、L字路や丁字路の突き当たりに置くもの」と認識されていたとみられる。

ここで、秋田藩士に石敢當を紹介したとされる 大窪詩仏に関して検討したい。大窪詩仏は明和4年(1767)常陸国生まれの、主に江戸で活躍した漢詩人である。晩年になって秋田藩との縁が深まり、文政8年(1825)に秋田藩江戸藩邸の藩校日知館の教授として出仕、天保2年(1831)には秋田を訪れ3カ月余り滞在することもあった。彼が建造に関わった石敢當が、長野県南佐久郡佐久穂町崎田に現存する。文化末から文政年間初頭(1815~20年)にかけて建てられたとされ、大窪によって隷書体で「石瞉當」と刻字が為されている。「瞉」は「敢」の古字とみられる。確かに大窪は石敢當に関する知識を有し、秋田藩と関わりをもっていて秋田藩士に知識を伝え得る人物であった。

ところが、この崎田の石敢當は一部に手が加わっているとみられるものの、ほぼ自然石(流紋岩)である。大きさも台座を含めると1,520mmで、

成立期の秋田市石敢當群の高さが平均で300mmほどであるのと比べるとその5倍以上である(12)。また、集落の南西方向からの入り口と見受けられる三叉路への設置である。崎田集落内にはいくつか丁字路が認められるが、そちらへは全く建てられていない。そもそも刻字表記も厳密には「石敢當」とは異なる。形状・立地において、大窪詩仏と秋田で石敢當群を成立させた人々との間で、石敢當像が共有されていたとは考えにくいのである。

(3) 刻字について

「はじめに」で触れた通り、秋田市における石 敢當群の刻字表記が多様であることから、一人の 人物から伝えられたものとしては不自然であると いうことは、これまでも指摘されている。大窪詩 仏由来説を提唱する小玉自身、仮説を立てるにあ たり"正統派"の「石敢當」という表記が秋田で は大多数を占めていないことが気になると述べて いる⁽¹³⁾。

表2は、成立期の石敢當を刻字表記によって分類したものである。秋田の石敢當には、大きく二つの表記タイプがある。一つは「石」の刻字から始まる"石敢當系"、また一つは「石」の刻字で結ぶ"敢當石系"である。"敢當石系"は、全国の他の地域では見られない秋田独特の表記タイプである。ただ、"石敢當系"でも"敢當石系"にしても、系内で置き換わる字は「敢」に対しては「散」、「當」に対しては「当」などとほぼ共通しており、両者は密接に関わっていると考えられる。

表 2 成立期「石敢當」の刻字表記別分類

系	刻字	基数	番号
	石敢當	18	3 5 8 9 10 15 19 21 24 25 36 37 40 49 50 51 57 58
_	石敢当	2	46 60
白散	石敢塔	1	42
石敢當系	石散當	4	12 33 38 48
糸	石散塔	1	55
	欠 損	5	4 31 65 (石敢×) 44 56 (石××)
	計	31	
	敢當石	12	2 16 20 29 45 52 54 59 61 64 66 67
敢	散當石	2	17 62
敢當石系	散当石	1	18
系	欠損	2	7(×當石) 35(敢當×)
	計	17	
他	その他	2	1(石将軍) 27 (石将)
	総計	50	

図1 (次頁)は、成立期の石敢當が設置された場所を、明治34年発行「秋田市詳密地図」(14)に落とし込んだものである。この地図を選定したのは、山崎の調査年に比較的近く、何よりも鮮明であるからである。ただ一部誤って道が引かれているため、その部分は点線で示した。整理番号8に関わるところで、その少し右(南)にあって下(西)に伸びる道と直線でつながっているように描かれている道は、明治34年当時も大正14年当時も点線で示した位置にあって、筋違いとなっていた。なお、この地図の方角は左側が北である。また、刻字表記のタイプ別を文字飾りを違えてわかりやすくした。

一瞥して、石敢當は、旧久保田城南側の南通・ 楢山地区などや西側の保戸野地区といった、中下 級士族居住地一帯を中心に設置されていることが 明らかである。成立期が明治前期ならば、石敢當 群の出現に中下級武士層が大きく関わったことが 確かに想定される。

石敢當系と敢當石系の別について意識すれば、 敢當石は石敢當群の脇に分布しているようにも見 える。具体的には、久保田城南側の地区であれば 「兵営」南側や、保戸野地区であれば街道筋(現・ 市道土崎・保戸野線、通称・旧国道)から北側に 外れたところなどである。

石敢當の刻字表記のばらつきについては、「敢」 が「散」に転じたり、「當」が「当」や「塔」に 転じたりする例が、秋田市以外では宮崎県や鹿児 島県の旧薩摩藩領でみられることがわかってい る。特に鹿児島県における分布は、「石敢當」が 65%を占めているのに次いで「石散當」17%、以 下「石當散」4%、「石敢当」と「石散当」が合 わせて5%と続き、これらを合わせると全体の9 割を超えるという(15)。比較すると、秋田市では「石 當散」例は見られないものの、石敢當系において 欠損例を除けば、その比率は「石敢當」70%、「石 散當」15%、「石敢当」8%と続く。表記のばら つきばかりか各表記の分布比率まで鹿児島県と似 ていることがわかる。このほか、秋田市でみられ る「石散塔」も、鹿児島県で数例が確認されると いう。他の都道府県との間ではこのような類似は みられない。石敢當の形状についても、鹿児島県

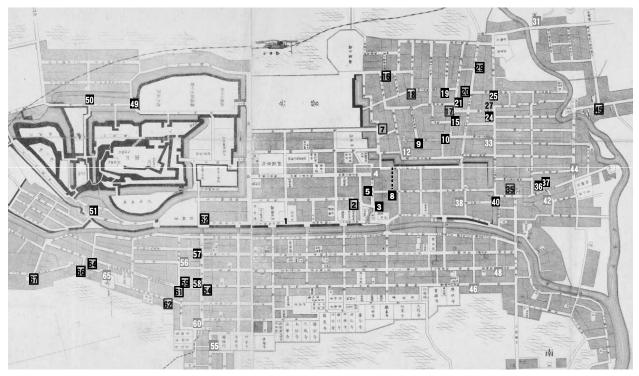


図1 石敢當分布地図(大正14年山崎調査)

※刻字表記別 図:石敢當 図:「石敢當」以外の石敢當系 図:敢當石 図:「敢當石」以外の敢當石系 数:その他

では、秋田市と同様に四角柱に刻まれた石敢当が 多く認められる。秋田市の石敢当群成立に鹿児島 県及び彼地の人物が深く関与していると考えざる を得ないように思える。

敢當石系表記については、小玉や冨野巳代治が 述べるように(16)、「石敢當」の元来の意味を認識 せずに敢當石のほうが正しかろうと判断した人が おり、それが地域内に受け入れられたものと考え る(17)。事例数は多くないが、山崎が大正14年調 査時に「古いもの」と評した6例は全て石敢當系 表記である。石敢當が伝わってから一定の年月を 経た後に、この秋田で敢當石系表記が出現したこ との証左ではなかろうか。本稿で直接の検討対象 とはしないとした石敢當(表1で網掛けをしてい ない)、すなわち、より新しいと目される石敢當は、 整理番号67までの旧久保田城下のもので計17 基あるが、このうち石敢當系は7基、敢當石系は 10 基である。敢當石系が本来の石敢當系を数に おいて逆転している。実際、大正14年時点では「石 敢當 | の刻字だった整理番号5・9が、後の昭和 60年以降の調査時には「散當石」「敢當石」と表 記が置き換わっていたことが確認されている。新 しくなるほど敢當石系表記が広まっている様子が 窺える。敢當石系に用いられる字の散らばりも、 本来の石敢當系でみられていたものが投影された ものと解釈できよう。

3 石敢當の伝来について

明治期において、秋田県と鹿児島県の土族同士 の交流を促す要となったと思われる人物がいる。 全良寺官修墓地の整備に多大な貢献をした石工の 辻源之助である。明治元年(1868)より全良寺 住職大山海山に協力して墓地の建設に着手した彼 は、明治10年(1877)に大山が没した後も、全 良寺後継住職とともに多大の私財を投じながら整 備をすすめ、明治28年(1895)ついに完成させた。 秋田管内の他地に埋葬されていた遺霊も全良寺一 つに集め、当時建設された墓石は計16藩の523 基に及んだ(18)。これほどの規模で、しかも自藩 と多くの他藩出身の戦没者が一緒に埋葬されてい る例は全国的にも稀であろう。辻は特に旧薩摩藩 士に心を寄せていて、その経緯が次の史料1から 窺える。官修墓地完成に至るまでの自身の尽力に 対して島津忠義より褒賞してもらえるよう、全良 寺住職から申し立ててほしいと辻が依願した手紙 である。

〈史料1〉島津家へ御申立の儀を願(『全良寺紀要』 所収)⁽¹⁹⁾

島津家へ御申立の儀を願

私事墳墓へ盡力罷有候処明治元年より亦明 治三年二度薩州藩志岐太郎次郎戦死の墓へ 同人弟正左エ門殿墓参に来り依之海山和尚私 盡力の事一々正左エ門殿へ申入候処正左エ門 殿直々私宅へ来り云々是迠全良寺に於て盡力 の条々海山殿より了承依之兄太郎次郎より国 藩の戦死者厚吊致し呉れへく趣きの依頼これ あり然るに此正左エ門殿の義道に恐入り賛成 仕候より明治三年私始めを唱ひ秋田藩戦死遺 族者へ申入れ毎月十日を期とし全良寺へ集會 陵墓へ香花神饌を献し之を官軍耐久講と号し 私事薩藩士総代にして此講に出頭耐久講発起 人なり明治三年より明治十九年迠十七年の間 毎月十日御寺出頭薩州藩三十余名の墓へ香花 神饌を備へ弔ひ罷有り此費用百円余なり亦御 見聞の通り薩藩霊神と彫刻仕り大なる石燈籠 六本献立有之候

右志力を盡したる趣き御見聞形リ東京袖ヶ崎 公爵島津忠義殿へ郵便を以て御申立下され應 分の御賞賜に相成る趣き上申下され度此段伏 て願上け奉り候也

馬口労町

辻 源之助 拝

明治二十八年十月十一日

全良寺大禅師殿

貴下

ここで辻は、戊辰戦争により戦死した薩摩藩士 志岐太郎次郎の弟と懇意になったことが、薩摩藩 士戦死者慰霊に奮闘するきっかけだったと述べ る。続いて、秋田藩戦死者遺族を募って「官軍耐 久講」を結成し、辻は発起人及び薩摩藩士代表と しての役を担いつつ、明治3年から19年までの 17年間、毎月10日に集合して慰霊行事を続けて きたと綴る。

志岐太郎次郎とは鎮撫総督府軍監だった志岐太郎次郎守約であり、「明治元年殉難人名誌」(20) にも「明治元年九月十一日羽州秋田領川辺郡豊島村ノ戦ニ創ヲ被リ十九日歿ス」と記載がある。享年24だったという。「薩摩霊神」の字が掘られた石

灯籠も全良寺に現存している。辻は明治 21 年 6 月にも同様のことを記した手紙を薩摩出身の三島 通庸(当時、警視総監)に送り、墓所整備と記念 碑建立への支援を懇願している (21)。この手紙に記載されている内容は事実のようだ。

戊辰戦争において奥羽越列藩同盟を離脱した秋 田藩は、庄内藩や盛岡藩・仙台藩などから攻撃を 受け、しかも劣勢で久保田城下近くまで攻め込ま れる状況であった。このため、領内の大部分が戦 場となり、また、他藩からの強力な救援を受ける ことになり、結果、領内のいたるところで秋田藩 並びに諸藩出身者からも多くの犠牲者を出した。 都道府県別で福島県に次ぐ全国2位という秋田県 における官修墓地の数の多さは、この状況を反映 している⁽²²⁾。とりわけ犠牲者を多く出した秋田 藩の中下級武士層にあっては、戦死者はより身近 な思いを寄せるべき存在だっただろう。三島通庸 へ懇願の手紙を出した時点で、辻は亀ノ丁西土手 町、すなわち中下層武家居住地区の一画に住んで いた。近隣の思いを同じくする士族が集まって官 軍耐久講が結成され、活動を継続していたと推測 する。

〈史料2〉招魂社々格伺(明治5年4月)(23)

先年御東征之節薩長土肥外諸藩士於二管内一 勇戦々士多く就ては舊縣之節厚く招魂社營築 相成春秋兩度宛年々以二縣費一祭事候處數百 里隔絶之場所、薩長其外よりも年々参拝者も 手厚く有_し仰之候、(後略)

薩摩藩出身者の秋田での戦死者は57名で、会津での戦死者数52名を上回る⁽²⁴⁾。こうした辻らのもとには志岐太郎次郎の遺族のみならず多くの鹿児島県士族が訪れたと思われる。**史料2**は、



写真2 仏式招魂祭(明治33年9月2日) 新堀道生氏提供

いたことが窺える(25)。この史料自体は、秋田町 近隣の寺内村に創建された招魂社における招魂祭 に関して述べたものだが、招魂場(のち招魂社) に先んじて開設していた全良寺官修墓地も戊辰戦 争戦没者慰霊の中心であり続けていた。墓碑の建 立に際しては開眼供養が行われたほか、写真2に みるように全良寺においても仏式招魂祭が営まれ ていた。慰霊される側の諸藩も、特に明治初年の 段階において全良寺の招魂事業を積極的に支援し ていた。史料1で登場した島津忠義は、明治元年 (1868) に鹿児島藩主として全良寺に金 100 両を 寄付しているし、その他、福岡藩や弘前藩などか らも寄付がなされている。また、各藩は秋田藩か らの招魂祭挙行の案内に対し、藩士を派遣し参列 もさせていた。だからこそ、史料2でみられるよ うに「数百里隔絶之場所」からも秋田での招魂行 事に参拝者が集い、同時におそらく全良寺にも関 係者が訪れた。そこで、祭式関係者や戊辰戦争に おいて同じ戦場で親族を失った遺族(多くは中下 級武士層)同士の出会いが生じただろうことは想 像に難くない。こうして、官軍耐久講の土族たち は、特に辻は、自らが思いを寄せていた薩摩藩士・ 鹿児島県士族の遺族と交流を重ねていたと思われ る。鹿児島県においても、石敢當は旧薩摩藩の武 家屋敷に集中している(26)。鹿児島の士族は、石 敢當について秋田の中下級士族に伝えることがで きた。そして辻は石工である。招魂事業を介した 士族同士の交流を通してさまざまな情報が遣り取 りされ、その中で石敢當製造・建立に繋がる条件 が整っていたと考える。

4 石敢當群成立の背景について

厄災除けといっても大火、疫病、水害などその種類はさまざまである。石敢當設置の契機となった厄災について、これまでの研究では、いくつかの厄災が複合して石敢當群が成立したと説く⁽²⁷⁾。確かに、石敢當は個々でさまざまな厄災除けを包摂し得るものなのであろうが、ほぼ同じ年代に特定の地区に集中して広がったというのには、主たる理由があるのではないのだろうか。

筆者は、石敢當群成立に大きく関与した厄災は コレラではないかと考えている。疫病の中でもコ

レラは、明治前期にあって特別に恐れられた。ま た、コレラは地域社会にあって不明な新疫病とし て認識されていた。例えば、『遐邇新聞』32号(明 治12年9月6日)では「麻疹の如きは古昔より 之れある故に人々其看護の術を知る虎烈刺病に至 りて尤も近世の流行病にして人々其保護豫防の方 法を知るもの少し」(傍点筆者)と述べ、麻疹(は しか)と比較しながらコレラが近年出現した未知 の病疫であるとして警戒を促している。秋田にお いては、江戸末期の安政6年(1859)や文久2 年(1862) にもコレラが流行したことが知られ るが⁽²⁸⁾、この記事中の「近世」の語にはその20 年ほど前の流行は意識されていない様子である。 明治 15年 (1882) の『秋田日報』では、「就中 コレラ病ノ如キー度ヒ其慘毒ヲ逞ウスルニ方ヲ愁 嘆慘然タルノ狀景ハ明治十二年以降普ク人ノ知ル 所ナレ共」(傍点筆者)⁽²⁹⁾ と、明治 12 年 (1879) のコレラ大流行がこの疫病の猛威を地域社会に強 烈に認識させる画期となったと語られている。明 治前期の秋田において、コレラは新流行病と捉え られていたのである。

コレラは他の伝染病に比して致死率が圧倒的に高いにもかかわらず、明治前期の日本では医学的に有効な治療法は示されていなかった。『日本帝国統計年鑑』によると⁽³⁰⁾、明治 12 年におけるコレラの致死率(死者数)は日本全体で 60.5%(105,786 人)、同様に腸チフスが 35.1%(3,530人)、赤痢が 18.1%(1,477 人)とコレラが突出している。年度によって感染者数は変化するが、致死率は明治前半を通じて大体一定である。コッホがコレラ菌を発見したのが明治 16 年(1883)で、翌年には治療方法が確立するものの、日本でコレラの予防接種が始まったのは明治 35 年(1902)である。天然痘については、既に明治 8 年(1875)年には「秋田県種痘天然痘予防規則」を公布するなど種痘が再三呼びかけられていた。

こうした未知の深刻な疫病であるコレラを巡っては、明治前期、地域社会がヒステリックな状態に陥っていた様相が見受けられる。他の流行病に起因する社会的騒動の例は見られず、この点でもコレラは一線を画する。**史料3**は、明治12年のコレラ大流行時における混乱状況の一端である。

コレラの疫神が町に入らぬよう、あるいは町から 出て行くよう、秋田の各町で町民が鐘や太鼓を夜 中じゅう町境まで叩いてまわった様子が描写され ている。

〈史料3〉『秋田邇遐新聞』938 号(明治 12 年 9 月 17 日)

ソラ見よ幾等いふても己いらの言ことを聞かぬから其向よりピタリと遣られたじやないか廳下市街各町にて(其内遣ラナイ町モアレ共) 惡病除とかにて夜中老若男女子供に至る迄ドンドコヂヤランチンゝゝと太鼓鉦お負に鐵葉の空樽まて叩き付けソシテ段々疫神を追ひて町境へ行くと彼地の町よりも其通り雙方より追ひ寄せて疫神を入れるの入れないの迚口論をおッ始しめるやらどふも騒々しきゆへ損んな馬鹿な事をするより豫防をするがよし殊に夜中露に當つて歩行くと健康上若干の害を醸すものなれば以來は屹度延引いたす様にと郡役處より各町戸長へ嚴に演達され漸く鳴りも沈まりました

同様の騒ぎは近隣の新屋村でも発生したことが報じられている⁽³¹⁾。安政6年のコレラ流行時にも見られた「疫神送り」と様態が似ているが、明治12年では町どうしで疫神を押しつけ合っていて独善性、排他性があからさまになっている。町単位としてばかりでなく、各戸においても疫神除けを渇望していた様子を同時期の多くの新聞記事が伝えている⁽³²⁾。コレラによる深刻な状況の中で、町の間では、従来の疫病除けでは事足りず、新しくより強力な疫病除けを求める切迫感が募っていたと思われる。

加えて、明治期以降においては、コレラ予防と 道路・下水との関係が説かれていた。例えば、明 治10年10月2日、権県令石田英吉により示さ れた「虎烈刺病流行ニ付道路下水ノ清掃」⁽³³⁾では、 「抑該病(コレラ)傳染之始ハ全ク汚穢之氣ヲ受 候ヨリ相起候ニ付一般各自ノ所有ニ管スル道路掃 除下水疎通方一層注意至急悉皆出來致候樣可致 候」(括弧・傍点筆者)と述べられている。コレ ラが道路や下水を伝ってくるという考えに通じる ものだが、同様の注意喚起は明治前期において戸 長や衛生委員らによって繰り返し行われていた。 このように、明治前期のコレラ流行によって、 石敢當を建てる動機づけが十分な状況となっていたと思われるのである。**史料3**で紹介したような騒ぎが各町対抗で連鎖的に繰り広げられていることからは、山崎が、石敢當調査終了後の感想として「一個見いだすと必ずといっていい程付近になお一、二個を見いだす場合の多かったことであった。」(34)と述べていることが想起される。また、排水溝脇に立てられたり(整理番号16・19・67)、最初から深く埋めたとみられたり(整理番号44・46・54など)、といった石敢當がいくつか見られることには、道路のみならず下水及び地下水(35)も意識して建てられた可能性が見いだせるだろう。

次に、疫病以外の厄災と石敢當の関係について、 代表的なものとして大火と水害に関する考察を以 下に述べる。

大火と石敢當群の関連を述べる際に例として挙 げられることが多いのが、秋田町における明治期 を代表する大火、明治 19 年(1886)のいわゆる 俵屋火事である。秋田町のみならず隣接の八橋村、 寺内村まで被害が及び焼失戸数は 3,500 戸余とい う大火事だった。ところが、この火事で秋田町に おいてほぼ全焼したのは外町である。石敢當の秋 田における発信地と思われる内町の南通・楢山地 区の辺りに火事は及んでいない。

明治5年(1872) 4月10日の大火も外町の7 町316戸を焼失したものだった。この大火の後、 秋田町では街路拡張を含めた防災対策が進めら れ、明治 15 年 (1882) 8月 12 日『秋田日報』(36) において、「當縣廳下にては數多の火防組を設置 せしより火災も不足になりたまゝゝ失火するもの ありても火防組が駆け付けて揉ミ消すゆゑ多く本 物にならずして濟むから近年大火といふもの絶え たるは市民の幸福」と述べられるほどであった。 明治19年以前、大火への危機意識は薄らいでい たとみられる。大火への危機感が内町の中下級士 族を刺激して、石敢當の成立に結びついたとは考 えにくいのである。ただし、俵屋火事で被災した 保戸野地区では、この大火以降に火除けの意識は 高まったことだろう。同じ内町でも、南通・楢山 地区とは石敢當設置をめぐる事情が違っていた可

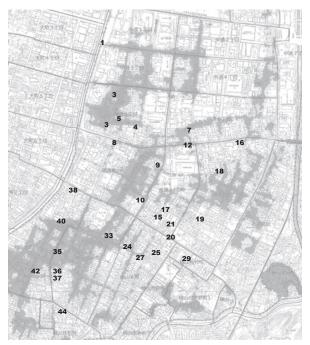


図2 内水浸水想定と石敢當分布

能性が考えられる。

水害と石敢當群成立との関係を考えるにあたっては、試みに「秋田市内水浸水想定区域図(中通、南通、楢山、千秋地区)」(部分)⁽³⁷⁾ に成立期石敢當群(一部)の位置を落とし込んでみた(図2)。その想定水深深度が、土地の微細な高低差を反映していると考えたからである⁽³⁸⁾。周囲に比して土地が低く水害の深刻度が高い場所と、石敢當設置箇所との関係性の有無に着目してみた。

図2中、色の濃い部分ほど浸水深度が大きい。設置場所の深度別に個数を数えると、浸水深度3 cm未満の場所に8基、深度3~20cm未満の場所に7基、深度20~45cm未満の場所に9基、深度45cm~1m未満の場所に5基である。浸水深度と石敢當設置との明確な連関はみられないようである。洪水の主原因と考えられる旭川・太平川の逆流による被害が特に大きいとみられる川縁に、石敢當が分布している様子も窺えない。

楢山地区は、江戸時代以来「年々水に襲われるを常として」(39) いた。明治期になって改めて洪水への切迫感を強め、新たに石敢當群を形成するとは考えづらい。また、この地区は近代を通じて洪水被害に遭っていたのである。建てる際に意識した深刻な厄災が継続しているにも関わらず、後述するように、大正14年の段階でその設置理由

が不明瞭になっていることも不思議に思える。

確かに、微細な高低差による分別を別にして、**図2**における石敢當分布を俯瞰したとき、土地の高低と関係があるという印象は完全には拭いきれない。洪水と病疫との関係を含め、検討を続ける余地はありそうである⁽⁴⁰⁾。ただ、楢山地区といっても一様ではなく、その中で洪水被害から免れていたとみられる場所にも石敢當が分布することを指摘しておきたい。

5 むすびにかえて

大正期以前の石敢當に対象を絞って、改めてその成立時期や形状等について検証をすすめたところ、秋田市の石敢當群が旧薩摩藩・鹿児島県の特質を継承しつつ、独自の特徴を加えて形成されている様子が窺えた。また、明治前期にあって秋田・鹿児島両県の士族をつなぎ、石敢當を秋田に伝え広め得た存在として、石工辻源之助と官軍耐久講に集う中下級士族が浮かんだ。さらに、石敢當が秋田で広がった背景として、コレラ流行が最も強く作用した可能性があることを述べた。

このように、石敢當を建立した人々やその建立 目的が限定的であると考えるならば、山崎が最初 に調査した大正14年の時点で既に、「自分の家の 前にある石敢當の建立時期や呼び名を知らない人 が多」い状況だったという(41)ことにも納得がい く。**史料 1** でみたように官軍耐久講は明治 19 年 までで活動を終えていたほか、ほぼ同時期より、 居住者の入れ替わりが進行することなどによって 内町とよばれた地区が時代を経て変容し、また、 士族としての意識や紐帯が希薄化したことなど も、その背景として指摘できるだろう。加えて、 明治から大正に至る間にコレラへの危機感がほぼ 消滅したことも(42)、石敢當の記憶が受け継がれ なかった要因として挙げられると考えられるので ある。「敢當石」といった独自の石敢當を作り出 した秋田であるが、その形成期間は比較的短く、 明治前期から三、四十年ほどだったと思われる。

今回、秋田市における石敢當群の形成について 直接に物語る史料等は得られなかった。例えば、 官軍耐久講の具体像等も不明であり、先人の論考 と同様、本稿で述べたことも仮説に留まる。しか し、秋田市における石敢當群が成立した事情や背景について、当時の秋田の人々の意識や社会状況等を踏まえた検証や考察をすすめることができたと思う。石敢當を巡る探究において少しでも新たな視野を示せたとすれば幸甚である。

本稿の作成に当たっては、秋田県立図書館主任 青谷忍氏並びに当館主任学芸専門員丸谷仁美氏、 同新堀道生氏より多大なる御教示を賜った。ここ に記して深く感謝を表する次第である。

註

- (1) 小玉正任『日本の石敢當 民俗信仰 考古民俗叢書』(慶友社 2004 年) pp.8 9
- (2) 前掲書(1) によれば、平成16年(2004) 4月 現在で、全国29都道府県に石敢當が確認でき、そ の数は沖縄県に1万基以上、鹿児島県に1,100余 基、宮崎県に94基、秋田県に38基、以下、徳島 県13基、大阪府11基、佐賀県9基と続く。
- (3) 関心を寄せられてきた例としては、奈良修介「石 敢當調査の覚え書き」(『秋田民俗通信』第2号秋 田県民俗学研究会1974年)、高橋誠一「秋田城下 町の石敢當」(『千里地理通信』第70号 関西大学 地理学研究会2014年)、下倉渉「足もとの中国ー 秋田の石敢當一」(東北学院大学文学部歴史学科編 『大学で学ぶ東北の歴史』吉川弘文館2020年)な ど多様である。
- (4)山崎鹿蔵『秋田の石敢當 旧秋田市内を中心として』 (伝承拾遺の会 1986 年)や湊健一郎『秋田市の石 敢當 2003 年版 民俗資料』(2003 年)などにおいて、 悉皆的な調査の結果がまとめられている。
- (5) 吉田郁生「北辺の『石敢當』を訪ねて 東北地方『石 敢當』調査報告」(『かみくひむし』53 かみくひむ しの会 1984 年)pp.13 - 23 奈良修介との懇談で、 奈良が同様の推測をしていたという。
- (6) 前掲書(1) pp.33 34
- (7) 林良雄・佐々木重雄・上田晴彦「野外調査における情報技術の利用方法に関する検討 秋田市内の石敢當の調査を例にして」(『秋田大学教育文化学部研究紀要自然科学』2011年)p.30、松井幸一「石敢當の伝播による形態・意味の変容に関する予察的考察」(『祈りと祈りの場 関西大学東西学術研究

- 所研究叢書』第 10 号 2017 年 p.178)など。一般書においても、『久保田城址 (千秋公園) ガイドブック』(久保田城址歴史案内ボランティアの会 2019年 p.70)が、「(この)説が有力である。」と紹介している。
- (8) 高橋誠一「石敢當と文化交渉 奄美諸島を中心と して」(関西大学文化交渉学教育研究拠点『東アジ ア文化交渉研究』1 2008年) p.161
- (9) 前掲書(4) 湊 p.182
- (10) 前掲書(4) 山崎 p.4
- (11) 渡邊ゆきの「戊辰戦争戦没者の墓石の劣化状態」 (『奈良大学大学院研究年報』第22号2017年)p.11 「劣化評価基準表」を参照した。
- (12) 前掲書(4) 湊 p.137 および馬場俊介・樋口輝久他「近世以前の道路遺産(道標・町石・常夜灯)の本質的価値判断に関わる評価基準」(『土木学会論文集 D 2 (土木史)』68 巻 1 号 2012 年) pp.107 122 なお、秋田市の石敢當が全体的に小ぶりであることについて、経済的な事情に由来するとする論があるが、明治前期において路傍の石碑等は、取除の布達が出される(明治六年六月第三〇二番管内達書留)など「固陋」の象徴の一つであると意識されていた(『遐邇新聞』19 号 明治7年6月7日)。当時、文明開化の風潮の中で「旧慣温存」傾向の土族への世間の風当たりは強く、石敢當設置にあたって慮るところがあったためとも考えられる。
- (13) 前掲書(1) p.34
- (14) 秋田県立公文書館デジタルアーカイブ
- (15) 前掲書(1) p.146
- (16) 前掲書(1) p.34 および冨野巳代治「石敢当雑話」 (『石敢当論攷集』1995 年) p.62 - 63
- (17) 前掲書 (7) 松井及び (8) では、石敢當が伝播の過程で、伝播先の地域で変容・変質する様子を浮き彫りにしている。石敢當の元来の意味を認識してなければ、その刻字は「石製の○○」と解するか「○○する石」と解するかいずれかであっただろう。伝説や言い伝えなどに登場する石は「○○石」形の名称のものがほとんどである。(本間久英「民俗学的文献中の石に関する資料」『東京学芸大学紀要 4 部門 47』1995 年 pp.155 175)
- (18) 池田憲和「全良寺官修墓地」(『近代遺跡調査報告

書 - 政治(官公庁等) - 』文化庁文化財部記念物課 2014年) pp.145 - 147 同「戊辰戦争の遺跡全良 寺官修墓地について」(『出羽路』第 155 号 秋田県 文化財保護協会 2015 年) p.29

- (19) 秋田県公文書館所蔵
- (20) 鹿児島県史料刊行委員会編『明治元年戊辰戦役関 係史料』(鹿児島県立図書館 1968 年)
- (21)「殉國戦死者散在ノ遺骸ヲ其縣々一地処へ改葬並ニ記念碑建立ノ儀ヲ願」(『三島通庸関係文書』国立国会図書館)
- (23)『秋田県史 資料 明治編下』(1961年) p.974
- (24) 前掲書 (20)
- (25) 明治7年(1874)8月13日深夜、土崎湊の加賀 町で鹿児島県土族の神官とその同行者が、挙動不 審により監視掛から尋問を受けたところ乱暴を働 いて逮捕されている。この二人は、時期と場所を 考えると招魂社を訪れていたと思われる。(『遐邇 新聞』32号明治7年9月6日)
- (26) 前掲書(1) p.242
- (27) 例えば、佐々木栄孝は「明治十九年に秋田市に俵屋火事という大火(焼失戸数約三、五〇〇戸)があり、同年、全県下に天然痘とコレラの大流行があって、おびただしい死者がでた。また、明治になってしばしば大洪水の被害を受けている。洪水のあとには疫病が流行する。それで、これらの災害や疫病から守るためのとりでとして石敢當が市内の各地に立てられたのではなかろうか。」と述べている。(佐々木『石敢當調査あれこれ 秋田市編』2000年)
- (28) 菊地保男「幕末から明治十年代にかけての秋田の コレラ対策」(『秋田公文書館研究紀要』第十四号 2008 年) pp.1 - 20
- (29)「寄書 衛生豫防ヲ論シテ管内同胞諸君ニ告ク」(『秋田日報』1653 号 明治 15 年 7 月 1 日)
- (30) 内閣統計局『日本帝国統計年鑑1』(東洋書林 1999年) pp.341 - 378

- (31)『秋田邇遐新聞』944 号 (明治 12 年 9 月 25 日)
- (32) 例えば、コレラ病の流行に際し、村中の各戸に守札を不当な高額で販売して咎めを受けた南秋田郡八橋村の住職の記事がある。(『秋田邇遐新聞』967号明治12年10月23日)各戸が不当な高額でも守札を買い求めたのである。
- (33)『秋田市史第十一巻 近代史料編上』(2000年) p.419
- (34) 前掲書(4) 山崎 p.4 なお、整理番号 33・38 は刻字・規格が同じであり、山崎の調査で同時期 の建立であることも判明していることから、協調して建てられたことが確実である。
- (35) 例えば、『秋田邇遐新聞』1084号(明治13年4月4日)の記事中には「市街の側溝は浚ってから 久しく汚物が滞留してる。コレラの原因にならな ければいいが。」といった記述がされており、下水 とコレラの関係については認識が一般化していた とみられる。地下水に関しては、秋田県令赤川戇 助が明治十六年四月五日付で発した乙第四十号に 「此吐瀉物一旦糞壺或ハ地中等ニ浸潤スル時ハ病毒 忽チ繁殖増加シ漸々地層中ニ散亂」と指摘されて いる。
- (36)『秋田日報』1889号
- (37) 秋田市上下水道局「秋田市 内水浸水想定区域図」 (2023年6月30日)
- (38) 内水想定区域図の作成時には地形情報が活用されている。(『内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)』国土交通省水管理・国土保全局下水道部2021年)
- (39)『秋田市史(下)』1975年 p.436
- (40) 当時の新聞記事をあたる限り、明治前期の社会において洪水と疫病流行の関係についての意識は希薄である。明治 15 年の秋田は8月に大洪水、ほぼ同時期にコレラ流行にも見舞われたが、両者を結びつける言説は無い。ただ、同年7月の熊本県での大雨についての記事では「連日の霖雨にて其の水害に罹りたる村々は(中略) 老幼は病を發しその困難實に眼も當られぬ景況」(『秋田日報』 1672 号明治 15 年7月 23 日) と記す。
- (41) 前掲書(4) 山崎 p.7
- (42) 日本において、コレラの流行は 1858 年から 1902 年までの約 50 年間に数年おきに繰り返された。し かし明治 35 年 (1902) の予防接種開始後はしば

らく流行が途絶え、大正 10 年に大流行したのちに ほぼ収束した。(王芮・高島正憲・髙橋美由紀「明 治前期日本におけるコレラ流行の数量的分析」『立 正大学経済学季報』第72巻第4号 2023年など)